平成２７年（フ）第２４２４号
大阪府枚方市片鉾本町12番８号
破産者　樋口仁太郎
1　決定年月日　平成27年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２５５０号
大阪市東淀川区豊新２丁目９番17―409号
破産者　矢野　孝明
1　決定年月日　平成27年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２７００号
大阪府泉佐野市羽倉崎３丁目８番５号
破産者　家治美津子
1　決定年月日　平成27年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２７０４号
大阪市鶴見区安田３丁目15番25号　フローラ鶴見201
破産者　西田　茂好
1　決定年月日　平成27年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２７２０号
大阪市都島区高倉町１丁目９番28―311号
破産者　安藝　　豊
1　決定年月日　平成27年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３０号
大阪府大阪狭山市西山台６丁目３番11―406号
破産者　金光　博明
1　決定年月日　平成27年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第５０９号
堺市中区土師町２丁11番３号、前住所堺市東区草尾468番地９
破産者　農口　達哉
1　決定年月日　平成27年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第５２５号
堺市南区美木多上１番地１　ロッシュ・フォーレ101号、開始決定時の住所堺市中区深井清水町1722番地25
破産者　山﨑工業こと　山﨑　英幸
1　決定年月日　平成27年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第５３３号
堺市南区新檜尾台２丁２番３―111号
破産者　森　しげる
1　決定年月日　平成27年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第８２号
岡山県津山市下横野1361番地３
破産者　松本　　勉
1　決定年月日　平成27年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２７年（フ）第７号
岡山県真庭市西河内７番地４
破産者　佐山　　正
1　決定年月日　平成27年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２７年（フ）第４１２号
広島市安佐南区西原２丁目25番31号
破産者　長谷川　光
1　決定年月日　平成27年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４５号
山口県周南市大字須々万本郷1803番地の５
破産者　重永　昌彦
1　決定年月日　平成27年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部

平成２６年（フ）第６３６号
北九州市小倉南区志徳１丁目１番26―503号
破産者　大西　美保
1　決定年月日　平成27年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第２９７号
北九州市八幡西区藤田２丁目２番10―401号
破産者　Ｂａｒテイク５こと　石田　康雄
1　決定年月日　平成27年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第３５３号
北九州市八幡西区木屋瀬５丁目３番７号
破産者　古野　貴則
1　決定年月日　平成27年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第１３８号
群馬県吾妻郡嬬恋村大字三原145番地２
破産者　阿部　勝彦
1　決定年月日　平成27年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１６０号
群馬県伊勢崎市宮子町3468番地１　サングレープ202
破産者　瀬沼　礼子
1　決定年月日　平成27年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１０７３号
横浜市南区新川町５丁目29番地２　新井ビル201、開始決定時の住所横浜市西区東ヶ丘12―２　エクセルピア東ヶ丘101号室
破産者　川口　克弥
1　決定年月日　平成27年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部